

## 令和3年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要項

### 1. 趣旨

実施機関が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第45条の5に基づいて、法人が保有する個人情報を加工して作成する実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

### 2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、和歌山県立医科大学のホームページ（Webサイト）に「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル一覧」として掲載しています。

なお、上記のホームページにおいて、実施機関非識別加工情報の提案の対象となる旨を記載した個人情報ファイル簿を公表していますので、提案の前にご確認ください。

### 3. 提案の主体（提案者の要件）

実施機関非識別加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注1）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、条例第45条の6の規定により、次に掲げる①から⑧まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません（注2）。

- ① 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法若しくは他の地方公共団体の個人情報保護条例（地方公共団体における個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定める条例をいう。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ④ 第45条の14の規定により実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 独立行政法人等個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑦ 他の地方公共団体の個人情報保護条例の規定（行政機関個人情報保護法第44条の14に相当する規定に限る。）により契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑧ 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

- (注1) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。
- (注2) 上記に掲げる①から⑧までのいずれかに該当する者のほか、条例第2条第15号の規定により、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、和歌山県住宅供給公社及び和歌山県土地開発公社も提案することはできません。

※ この3. において使用する用語は、条例において使用する用語の例によります。

#### 4. 募集期間

令和3年7月12日（月）から同8月13日（金）まで

#### 5. 提案の方法

##### (1) 提出書類

提案にあたっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

##### ○ 提案書類

###### ① 提案書

- ・実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（注1）

###### ② 添付書類

- ・誓約書（上記3. の①から⑧までに該当しないことを誓約する書面）
- ・実施機関非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
- ・提案をする者の本人確認書類（注2）
- ・その他実施機関が必要と認める書類
- ・委任状（代理人の権限を証する書面）（注3）

(注1) 条例第45条の12第1項の規定に基づき、既作成の実施機関非識別加工情報について、当初提案をした者以外の者が新たに利用する場合、既に実施機関非識別加工情報の提供を受けた事業者が利用目的を変更する場合や利用期間を延長する場合には、「作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」を提出してください。提案の方法、審査及び契約に係る手続については、当初の提案の場合に準じます。

(注2) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

(注3) 代理人による提案をする場合に限りです。

##### (2) 提案書類の提出方法

持参（注1）又は郵送・信書便（注2）の方法により提出して下さい。

(注1) 持参による場合は、平日の午前8時45分から午後5時30分まで

(注2) 郵送・信書便による場合は、締切日当日必着です。

##### ○ 提案書類の提出先

〒641-8509

和歌山県和歌山市紀三井寺811-1

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局総務課（管理棟1階）

## 6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が条例第45条の6各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る実施機関非識別加工情報の本人の数が、実施機関非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして和歌山県個人情報保護条例施行規則（平成15年和歌山県規則第90号）第29条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに実施機関非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る実施機関非識別加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該実施機関非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑦ 実施機関が提案に係る実施機関非識別加工情報を作成する場合に当該実施機関の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

## 7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

## 8. 実施機関非識別加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要な事項を記入して提出することにより、実施機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、実施機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

## 9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 実施機関からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求められます。
- (4) 実施機関が作成・提供した実施機関非識別加工情報の著作権は当該実施機関に帰属します。
- (5) 実施機関非識別加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 提案に関する連絡先

公立大学法人和歌山県立医科大学事務局総務課

電話：073-441-0714